

総会

配布：一般

2017年6月19日

第71会期

議事日程議題 118

2017年6月15日に、総会により採択された決議

〔主要委員会への付託なし (A/71/L.66)〕

71/291. 国際連合グローバル・テロ対策戦略を実施する加盟国を支援する国際連合システムの能力の強化

総会は、

国際連合憲章の諸原則と諸目的を再確認し、

2006年9月8日の60/288、2008年9月5日の62/272、2010年9月8日の64/297、2012年6月29日の66/282および2014年6月13日の68/276の総会諸決議を想起し、

2011年11月18日の総会決議66/10も想起し、

2016年2月12日の総会決議70/254を更に想起し、

2016年7月1日の総会決議70/291そして、特に、その第70項を想起し、

テロリズムと対抗することおよびテロリズムに資するときの暴力的過激主義を防止することの重要性を認識し、そしてこれに関連してその四つの柱を通して国際連合グローバル・テロ対策戦

略¹の統合されたまた釣り合いのとれた実施の重要性を強調し、同戦略を実施するための加盟国の主要な責任を再確認し、

然るべき優先権が、国際連合システムを通じたテロ対策に対して与えられるものとするともまた認識し、

テロリズムおよびテロリズムに資するときの暴力的過激主義は、いかなる宗教、民族、文明または民族集団と関連づけることができずまた関連づけるべきではないことを再確認し、

1. 国際連合グローバル・テロ対策戦略を実施することにおいて加盟国を支援する国際連合システムの能力に関する事務総長の報告書²に含まれた勧告を歓迎し、そして同報告書に定められた権能と機能に従って、テロ対策事務所を設立することを決定する。

2. 現在のテロ対策履行タスクフォース事務所と国際連合テロ対策センターを、その既存の職員、並びに全ての関連する通常と臨時の資源と共に、事務局の政治局からテロ対策事務所に移転する事務総長のイニシアティブをまた歓迎する。

3. 国際連合テロ対策センターにより実行された重要な活動を認識し、そして同センターの既存の負担協定と同センターの諮問機関の機能、議長の地位および構成は、維持されるものとしまた同センターの予算と財政資源は、その作業計画のためだけに使われるものとすることを強調する。

4. 事務次長により率いられることになっている、テロ対策事務所は、その負託された活動の実施のために適切な能力とその他の資源が提供されることを確実にする必要性を強調する。

第 87 回本会議

2017 年 6 月 15 日

¹ 決議 60/288。

² A/71/858。